

信州高山村 空き家バンク



1. 空き家バンクとは

高山村内の空き家の有効活用などにより移住・定住を促進し地域の活性化を図ることを目的に、空き家を売りたい方・貸したい方の物件を村が運営する「高山村空き家バンク」に登録していただき、村のホームページ等でその情報を公開し、空き家を買いたい方・借りたい方と所有者等との橋渡しを村及び村が指定する宅地建物取引業者が協力して行う制度です。

2. 空き家等を登録する条件

村内に所在する空き家及びその土地であること。

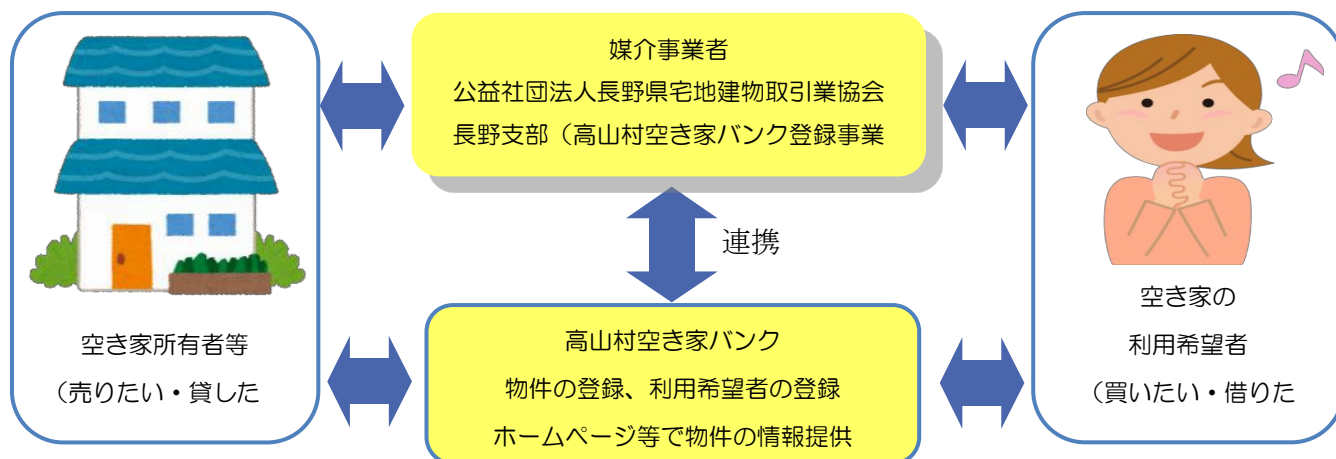
建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。

相続及びその他所有権以外の権利設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。

3. 利用される方の登録要件

空き家に定住し、高山村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地元行政区に加入し、地域住民と協調して生活できる者であること。

4.空き家バンクの仕組み



あなたの空き家を大切にさせていただける方へ託しませんか？

5.空き家バンクの手続き（空き家の所有者等）

①空き家等の物件登録申込み

空き家バンク登録申込書・空き家バンク登録カード及び同意書に必要事項を記入し、村に提出してください。



②物件調査

宅地建物取引業者と村の職員が物件確認のため、所有者等立会いのもと現地調査を行います。契約内容や修繕の有無等についてご確認ください。



③物件登録・情報提供

空き家バンク登録カードの内容を確認後、高山村空き家バンク登録台帳に登録し、村のホームページ等で情報を公開します。



④物件見学・交渉等

利用希望者から物件の見学等の依頼があった場合、宅地建物取引業者が内覧の案内を行い、購入・賃貸の希望があれば、宅地建物取引業者の仲介のもとで交渉・契約を行います。

6.空き家バンクの手続き（利用希望者）

①利用・交渉の申込み

高山村空き家バンク物件情報から、内覧を希望する空き家を選択し、空き家バンク利用申込書及び誓約書に必要事項を記入し、村に提出してください。



②物件見学

宅地建物取引業者の案内で物件を見学します。
物件の特徴、地域の情報や周辺の様子をご確認ください。



③物件交渉等

見学後、購入や賃貸を希望する場合は、宅地建物取引業者仲介のもと交渉・契約となります。

※ご利用にあたっての注意事項

高山村は本事業の運営にあたり、公益社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部の会員で高山村に住所等を有する事業者（以下、媒介事業者という。）と協定を締結しています。

高山村では、空き家バンク事業により空き家の情報提供や必要な連絡調整を行いますが、空き家の「所有者」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する契約交渉等に関しての媒介行為は、媒介事業者が行います。この媒介行為にかかる紛争等に関して、高山村は一切の責任を負いません。

宅地建物取引業者の媒介には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要になります。

物件の登録期間は最長で2年間です。延長を希望される場合は改めて登録申込みをお願いします。

この制度の運用に伴う個人情報の管理については、高山村個人情報保護条例の趣旨に従い、本事業の目的以外には利用しません。また、媒介事業者は本事業の目的以外に利用できません。

空き家活用推進事業補助金のご案内 (R7.4月 改正)

補助対象	対象者	内容	補助率など	限度額
購入	空き家利用者	空き家バンクの登録物件を新規転入者が購入する費用の一部を補助する。(ただし、3親等以内の親族からの購入を除く。)	土地代金を含む空き家の購入金額の1/3以内	50万円
購入	空き家利用者	金融機関から融資を受けて、空き家バンクの登録物件を購入のため、借り入れた融資額の利子総額を補助する。	金融機関からの融資額(上限500万円)の借入期間5年分の利子総額の2/10以内	-
改修等	空き家所有者 空き家利用者	空き家の所有者等が、空き家バンクに登録し、利用を希望する方に賃貸する場合及び空き家の利用希望者が購入した場合に行う改修等費用(50万円を超える工事に限る。)の一部を補助する。 ※賃貸をするため、補助金の交付を受けた空き家は、10年間賃貸の用に供するものとする。	改修等工事費用の1/2以内	100万円
改修等	空き家利用者	加算: 子育て世帯(18歳以下の扶養する子と同居)の場合	-	50万円
家財整理	空き家利用者	空き家を購入した方(新規転入者)が、家財を処分する費用の一部を補助する。(村内事業者による処分運搬に限る。)	家財を処分する費用の1/2以内	30万円

※新規転入者

I・Jターンにより定住の意思を持って本村に転入した(転入する予定を含む)者で、転入日から満10年を経過しない者又は本村から転出し、3年以上経過した後にUターンにより再転入した者



詳細はこちらで
ご確認ください



お問い合わせ

高山村役場定住支援室

〒382-8510

長野県上高井郡高山村大字高井 4972 番地

電話 026-214-9298 (直) 026-245-1100 (代)

E-mail teiju@vill.takayama.nagano.jp